

公 経 画 第 2 号
令和 3 年 1 月 21 日

経済団体等代表者 殿

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課企画室長



改正独占禁止法施行に伴い導入された新制度の経済団体等向け講師派遣について

令和元年 6 月に成立した改正独占禁止法（以下「改正法」といいます。）は、令和 2 年 12 月 25 日に施行されました。これに伴い、改正法の施行に伴う新制度についても同日から導入されました。

新制度は、課徴金の調査協力減算制度や判別手続の導入、課徴金減免申請の方法の変更等を内容とし、各企業が新制度に対応するための準備を進めるメリットが大きいものです。そこで、公正取引委員会では、新制度の周知活動を過去に例のない方法かつ規模で実施してきました。また、昨年 10 月、ホームページに新たに特集ページを開設し、新制度に関する様々な資料や Q & A 等へのワンストップアクセスを可能とし、あわせて、文字資料に加えて動画も掲載しました。さらに、新制度の内容について広く周知するため、経済団体等における会員企業向け説明会、研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています（オンライン対応も可能です。また、旅費や謝金は不要です。）。

なお、昨年にも講師派遣についての御案内を送付したところですが、御案内の送付後、オンライン開催を含め、多くの経済団体等の皆様から御依頼を頂戴し、大変御好評をいただいているため、今回 3 回目の御案内を送付させていただきました。

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページに記載の必要事項を御記入の上、kaiseihou2020@jftc.go.jp にメールしてください。令和 3 年度以降の御依頼も積極的に受け付けております。

申込方法等について御不明点がある場合、経済取引局総務課企画室（03-3581-5485（直通））又は上記のメールアドレスまで御連絡ください（緊急事態宣言の発令に伴いテレワーク実施職員の数を増やしているため、電話でお問い合わせいただいた場合、担当者からの折り返しにお時間をいただく可能性があります。）。

過去の法改正とは異なり、今回の新制度は、各企業における、公正取引委員会による事件調査開始前の日頃の準備が重要です。講師派遣を御活用いただき、経済団体等における新制度の周知活動やコンプライアンス確保にお役立てください。

○講師派遣御案内ページ

https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/kensyu/kaisei_kensyu.html

○改正法特集ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

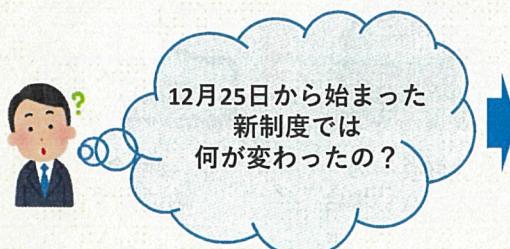
○問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 企画室

電話 03-3581-5485 (直通)

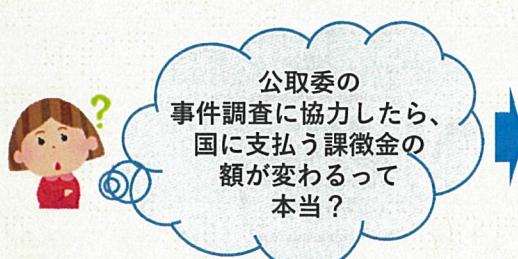
改正独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！

改正独占禁止法の施行に伴い、**令和2年（2020年）12月25日から新制度が始まりました！**

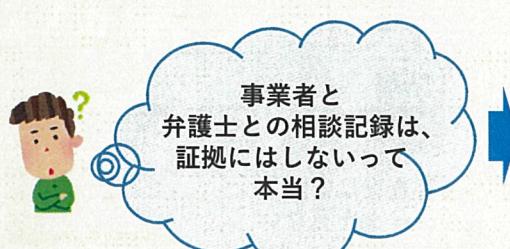


新制度のポイントは**3つ**です！

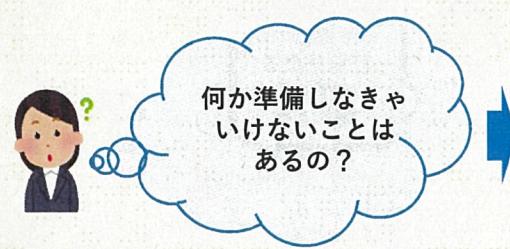
- ✓ 課徴金制度の見直し
- ✓ 新しい課徴金減免制度
- ✓ 判別手続の導入



課徴金の**調査協力減算制度**（※事業者の事件調査への協力に応じて減算率を決める制度）が導入されました。



調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の弁護士等に相談するニーズがより高まります。**弁護士との相談に係る法的意見の秘密を保護**するために、**判別手続**という新たな手続が導入されました。



判別手続を利用するためには、**あらかじめ弁護士との通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管**しておく必要があります（公取委の**調査開始前の日頃の準備**が必要です。）。

新制度を理解して、日頃から準備することにより、どんなメリットがあるのか、準備をしたA社と準備をしなかったB社の違いを見てみましょう！

《仮想事例》

社内調査をしたところ、営業担当者が他社の営業担当者と、商品Xの一斉値上げの合意をしていましたことが発覚…社内では対応に追われることになった。

準備したA社



準備しなかったB社



裏ページに続く♪

課徴金の調査協力減算制度の場合

A社

A社・弁護士 公取委



弁護士と相談

公取委



公取委との協議・合意



公取委への協力(資料提出など)



課徴金を減額します

B社



公取委への協力がない場合



減額なし

※ 実際の減額の割合は協力の度合いなどによって変わります。

判別手続の場合

A社



弁護士と法的相談



記録作成



関係者のみ確認可

公取審査規則特定通信
法務部門で管理 適切な表示

日頃から適切に保管



返却します



審査官は書類・データを見ない



相談に係る秘密保護

B社



弁護士と法的相談



記録作成



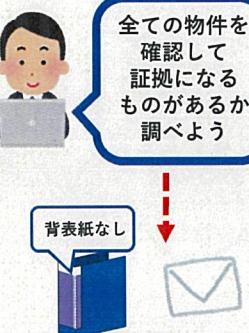
関係者以外も確認可

背表紙なし
共育フォルダ
様々な書類と一緒に保管 表示なし

日頃から適切に保管されていない



審査官に引継ぎます



審査官は書類・データを見る



秘密は保護されない

まとめ

 公取委に協力したら、課徴金を減額してもらえる可能性があるなんて、大きな違いがあるなあ！

 弁護士との相談記録を日頃からしっかり管理しておけば、相談に係る秘密が保護されるから安心して弁護士に相談できるし、調査協力減算制度も利用しやすくなるね！

そのとおりです！

弁護士との相談記録は日頃から適切に管理しておくなど、新制度を理解して、しっかり準備をしておくことが大切です。公正取引委員会の改正法特集ページやYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載されている新制度についての動画・資料や、公正取引委員会が経済団体向けに行っている講師派遣なども活用して、賢くコンプライアンス対策をしましょう。

改正独占禁止法施行に伴い 本年12月25日から導入された 新制度についての 講師派遣の御案内

公正取引委員会

- ✓ 公正取引委員会職員を経済団体等の説明会・研修会に派遣中
- ✓ オンライン形式にも対応
- ✓ 無料（講師への謝金・旅費不要）
- ✓ 所要1時間程度（ご要望に応じて対応します）

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページ記載の必要事項を御記入の上、

kaiseihou2020@jftc.go.jpにメール

してください。

※ 申込方法の詳細は裏面を御参照ください。



【概要】

○新制度は、

- ①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
- ②新たな手続である判別手続は、事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、日頃から準備をしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことができ、調査協力減算制度を活用しやすくなるなど、各企業において、日頃から新制度の準備を進めていただくことが必要になる内容となっております。

○公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、経済団体等における新制度の周知活動やコンプライアンス確保にお役立てください。

○令和3年度以降の講師派遣も積極的に受け付けております。

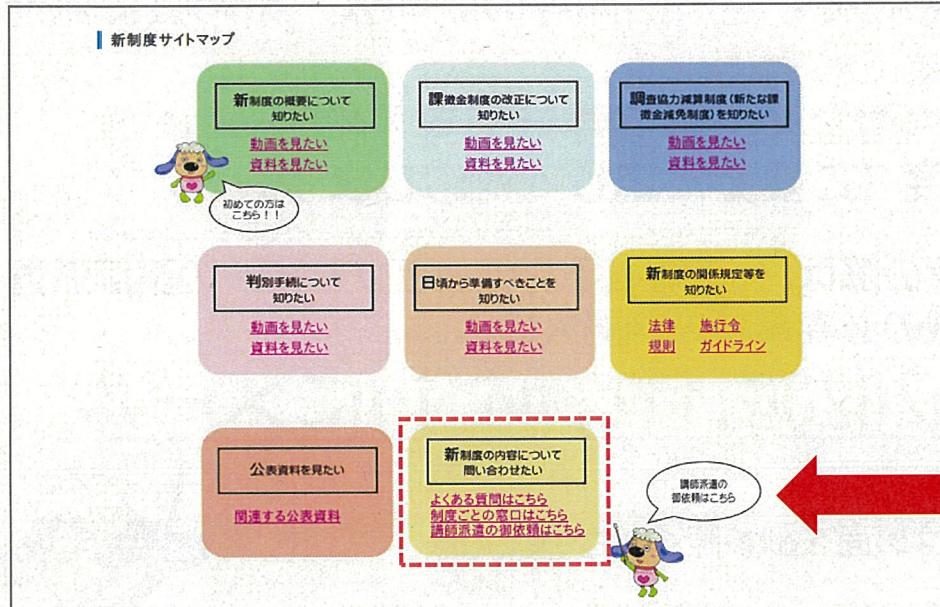
問い合わせ先：公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）／kaiseihou2020@jftc.go.jp

※ 緊急事態宣言の発令に伴いテレワーク実施職員の数を増やしているため、電話でお問い合わせいただいた場合は、担当者からの折り返しにお時間をいただく可能性があることを御了承ください。

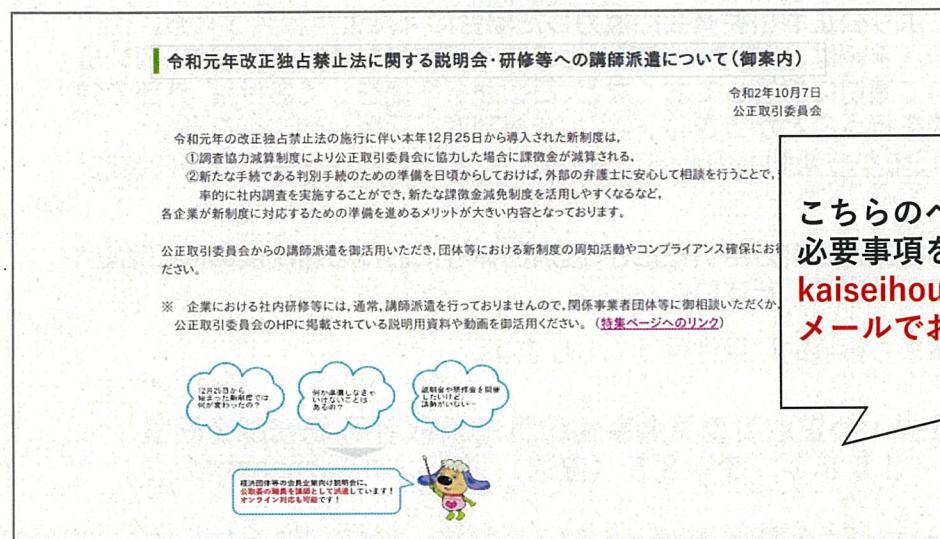
【公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページについて】

(1) 

こちらをクリックすると
②に遷移します。

(2) 

こちらをクリックすると
③に直接遷移します。

(3) 

こちらのページに記載されている
必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpに
メールでお申し込みください。